

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

平成27年 6 月 5 日

金 曜 日

第 3917 号

目 次

告 示	
○有害図書等の指定	1
公 告	
○基本測量の実施	2
○随意契約の相手方等の公示	
○公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定	4

~~~~~

## 告 示

~~~~~

富山県告示第280号

有害図書等の指定について

富山県青少年健全育成条例（昭和52年富山県条例第4号）第9条第1項の規定により、青少年に有害な図書等として次のとおり指定する。

平成27年 6 月 5 日

富山県知事 石 井 隆 一

番号	種別	図 書 等	号数又は発行年月日	発行所名	指 定 理 由
19304	雑 誌	微熱SUPERデラックス 2015年 6 月号	2015. 5. 2	株式会社 セブン新社	著しく青少年の性的感情を刺激し、著しく青少年の粗暴性若しくは残ぎやく性を誘発し、若しくは助長し、又は著しく青少年の犯罪若しくはその殺を誘発し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
19305	”	BOY'Sピアス 2015年 7 月号	H27. 7. 1	サン・メディア アレップ 株式会社	
19306	”	恋愛天国パラダイス 2015年 7 月号	2015. 5. 19	株式会社 竹書房	
19307	”	恋愛白書パステル 2015年 7 月号	H27. 5. 24	株式会社 宙出版	
19308	”	Sweetロマンス 2015年 5 月号	2015. 3. 27	株式会社 笠倉出版社	

19309	〃	無敵恋愛S*girl 2015年6月号	H27. 4. 28	株式会社 ぶんか社
19310	〃	恋愛LoveMAX 2015年6月号	H27. 5. 7	株式会社 秋田書店

~~~~~  
**公 告**  
~~~~~

基本測量の実施

測量法（昭和24年法律第 188号）第14条第 1 項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成27年 6 月 5 日

富山県知事 石 井 隆 一

1 作業種類

基本測量

- 1) 国土調査に伴う基準点測量
- 2) 電子基準点現地調査

2 作業期間

平成27年 7 月 1 日から平成28年 2 月28日まで

3 作業地域

- 1) 氷見市
- 2) 黒部市、下新川郡入善町

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372号。以下「特例政令」という。）第11条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年富山県規則第68号）第12条の規定により次のとおり公示する。

平成27年6月5日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
電子カルテ等病院情報システムハードウェア保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目2番78号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成27年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
- 5 随意契約に係る契約金額
51,523,236円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第2号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に接続して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第12条の規定により次のとおり公示する。

平成27年6月5日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
-

電子カルテ等病院情報システム保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目 2 番 78 号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成 27 年 4 月 1 日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

富士通株式会社 神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目 1 番 1 号

5 随意契約に係る契約金額

30,091,564 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第 10 条第 1 項第 2 号に規定する既契約特定役務につき、既契約特定役務に連接して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれがあるときに該当するため

公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定について

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 86 条の 2 第 1 項の規定により、次の建築物の位置及び構造が公告認定対象区域内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がない旨の認定をしたので、同条第 6 項の規定により公告する。

平成 27 年 6 月 5 日

富山県知事 石 井 隆 一

対象区域	対象区域等の縦覧場所
下新川郡入善町入膳字外八幡 232 番外 32 筆	富山県新川土木センター